

## ○令和4年度 指導監査状況について

### (1) 確認監査(確認制度に基づく指導監査)の状況

#### ア 実地指導件数

	事業種名	指導件数
特定教育・保育施設	認定こども園	19 件
	幼稚園(私学助成除く)	1 件
	保育所	44 件
特定地域型保育事業	小規模保育事業	18 件
	事業所内保育事業	4 件
	家庭的保育事業	該当事業所なし
	居宅訪問型保育事業	該当事業所なし
計		86 件

※令和4年度確認監査対象施設・事業所数 286件

#### イ 指導状況

	件数
文書指導のみ	0 件
文書指導と口頭指導	5 件
口頭指導のみ	67 件
指導なし	7 件
計	79 件

※指導状況の件数が実地指導件数より少ないのは、保育園の本園と分園一括して結果通知を行ったため。

※文書指導は、文書による改善報告を求めるもの。  
※口頭指導は、指導するが文書による報告を求めないもの。

1

## ○令和4年度 指導監査状況について

### (1) 確認監査(確認制度に基づく指導監査)の状況

#### ウ 指導項目

項目	件数	項目	件数
ア 重要事項説明書の交付及び同意について	45件	キ 保育の質に関する評価について	8件
イ 運営規程について	42件	ク 法定代理受領について	7件
ウ 職員研修について	35件	ケ 委託費・給付費について	5件
エ 処遇改善等加算Ⅱについて	33件	コ 苦情解決について	5件
オ 確認制度について	9件	サ その他	14件
カ 職員の確保について	8件		
合 計			211件

※5件以上あったものを項目として表示。(5件未満はその他で集計)

2

## ○令和4年度 指導監査状況について

### (1) **確認監査**(確認制度に基づく指導監査)の状況

#### エ 指導事項となった主な事例

文書指導内容	他事業の管理者（専従）が配置基準に含まれており、実際には配置基準を満たしていない。給付費も過大に受給されていた。
	認定こども園において、主幹保育教諭等2名のうち1名が配置されていない。
口頭指導内容	重要事項説明書に記載すべき運営規程の概要が記載されていない。
	運営規程に定めるべき事項（11項目）がすべて定められていない。
	児童虐待防止に関する研修が実施されていない。保育士以外の外部研修が未受講であった。
	処遇改善等加算Ⅱ支給対象者の年度途中退職等により、賃金改善不足が生じている。処遇改善等加算Ⅱが、毎月の手当又は基本給（固定額）により支給されていない。
	給与規程等に、処遇改善等加算Ⅱに関する内容が定められていない。または、内容が不十分である。
	運営規程改正等に伴う市町村への確認の変更届が提出されていない。
	施設長が管理業務に専従していない（保育現場に従事しているなど）。

3

## ○令和4年度 指導監査状況について

### (2) **施設監査**(認可制度に基づく指導監査)の状況

#### ア 実施指導件数

	事業種名	指導件数
家庭的保育事業等	小規模保育事業	68 件
	事業所内保育事業	13 件
	家庭的保育事業	該当事業所なし
	居宅訪問型保育事業	該当事業所なし
—		計 81 件

#### イ 指導状況

	件数
文書指導のみ	1 件
文書指導と口頭指導	10 件
口頭指導のみ	67 件
指導なし	3 件
—	計 81 件

※令和4年度確認監査対象施設・事業所数 81件

※文書指導は、文書による改善報告を求めるもの。  
※口頭指導は、指導するが文書による報告を求めないもの。

4

## ○令和4年度 指導監査状況について

### (2) 施設監査(認可制度に基づく指導監査)の状況

#### ウ 指導項目

項目	件数	項目	件数
ア 食事について	36件	カ 運営規程について	21件
イ 処遇改善等加算Ⅱについて	34件	キ 労務管理(職員給与以外)について	20件
ウ 職員研修について	29件	ク 安全対策について	16件
エ 職員給与(処遇Ⅱ以外)について	28件	ケ 職員の確保について	15件
オ 保育計画について	23件	コ その他	11件
合 計			233件

※5件以上あったものを項目として表示。(5件未満はその他で集計)

5

## ○令和4年度 指導監査状況について

### (2) 施設監査(認可制度に基づく指導監査)の状況

#### エ 指導事項となった事例

文書指導内容	保育士(保育従事者)の配置が不足している。
	避難及び消火訓練が未実施の月がある。(3年連続の指導)
	保育従事者及び事業者の自己評価が取り組まれていない。(3年連続の指導)
口頭指導内容	処遇改善等加算Ⅱの支給に必要となる内容が、給与規程等に定められていない。(3年連続の指導)
	処遇改善等加算Ⅱ支給対象者の年度途中退職等により、賃金改善不足が生じている。処遇改善等加算Ⅱが、毎月の手当又は基本給(固定額)により支給されていない。
	検食の保存に野菜のヘタ等が含まれていた。また、必要量となる50gを満たしていない。
	児童虐待防止に関する研修が実施されていない。保育士以外の外部研修が未受講であった。
	支給手当が、給与規程等で定められておらず、根拠なしの支給となっている
	週案等の短期的な指導計画が作成されていない、又は具体的なねらいが設定されていない。
	運営規程に定めるべき事項(一部)が定められていない。

6